

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人松崎町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事及び評議員並びに監事、その他委員会の構成員（以下「役員等」という）等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等が、その職務のため、理事会及び評議員会並びにその他委員会、監事監査等に出席したときは、報酬等を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会及び評議員会並びにその他委員会、監事監査等に出席したときは、別に定める役員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 4,000円+旅費交通費

※但し、各年度の総額は理事及び監事が600,000円、評議員が1,050,000円、その他の委員会の構成員等は400,000円を超えない範囲で、支給することができるものとする。